（12条関係様式）

法第１２条第１項に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　福山市上下水道事業管理者　様

 　　　　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条第1項の規定により、対象建設

工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

１　工事の名称

２　工事の場所

３　説明内容 　添付資料のとおり

４　添付資料

　　　　(1) 別表（別表1～3の該当するものに必要事項を記載したもの）

 　　 □別表1（建築物に係る解体工事）

　　　　　□別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

　　　　　□別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

 　　 (2) 工程の概要を示す資料

 　　 □工程表

|  |  |
| --- | --- |
| 確 認 印 |  |

別表３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A４）

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

|  |  |
| --- | --- |
| 工作物の構造（解体工事のみ） | □鉄筋コンクリート造　□その他（　　　　　　　　　） |
| 工事の種類 | □新築工事　□維持・修繕工事　□解体工事 |
| □電気　□水道　□ガス　□下水道　□鉄道　□電話□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ） | * コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材
* アスファルト・コンクリート　□木材
 |
| 工作物に関する調査の結果 | 工作物の状況 | 築年数　　　年その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 周辺状況 | 周辺にある施設　□住宅　□商業施設　□学校□病院　□その他（　　　　　　　　　　）敷地境界との最短距離　約　　　ｍその他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 |  | 工作物に関する調査の結果 | 工事着手前に実施する措置の内容 |
| 作業場所 | 作業場所　□十分　□不十分その他（　　　　　　） |  |
| 搬出経路 | 障害物　□有（　　　　　　）□無前面道路の幅員　約　　　ｍ通学路　□有　□無その他（　　　　　　） |  |
| 特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ） | □有（　　　　　　　　　　　　）□無 |  |
| 他法令関係（解体・維持・修繕工事のみ） | 石綿（大気汚染防止法・安全衛生法石綿則） | □有特定建設資材への付着（□有　□無）□無 |  |
| その他 |  |  |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　） | その他の工事　□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| 工事の工程の順序（解体工事のみ） | □上の工程における⑤→④→③順序□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）その他の場合の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ） | トン |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ） | 種類 | 量の見込み | 使用する部分又は発生が見込まれる部分（注） |
| □コンクリート塊 | トン | □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン | □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥ |
| □建設発生木材 | トン | □①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥ |
| （注）①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他 |
| 備考 |

□欄には、該当箇所に「レ」を付すること。

（13条関係）

法第１３条及び省令第７条に基づく書面

　　　　　年　　　月　　　日

（発注者）

　福山市上下水道事業管理者　様

 　　　　　　　　　　　住　　　　所

 　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

 　　　　　　　　　　　　名　　　　前　　　　　　　　　　　　　　 印

　　　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１３条及び特定建設資材に係る分別解体等

　　に関する省令第７条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等につ

いては次のとおりです。

１ 分別解体等の方法（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法（解体工事のみ） |
| ①仮設 | 仮設工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他（　　　　　　　） | その他の工事□有　□無 | □手作業□手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については該当がない場合は、記載の必要はない。

２ 解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

（注）解体工事を含む場合、解体工事に係る費用を記載する。

　　　　　解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。

　　　　　受注者の見積金額（仮設費及び運搬費を含まない直接工事費）

３ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　 　　　　　　　　　　円（税抜き）

|  |  |
| --- | --- |
| 確認印 |  |

（注）受注者の見積金額（運搬費を含む直接工事費）

別　紙

再資源化等をするための施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

* 受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）